

臨時休業延長のお知らせ

2020.4.28

教育委員会から、臨時休業延長について、以下の通りお知らせがありました。

令和2年4月28日

保護者様

松阪市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業の延長のお知らせ

新型コロナウイルス感染症について、三重県では感染者数が4月14日から急増し、子どもの感染事例も確認されています。また、県内初めてのクラスターが発生するとともに、発生地域が県内全域に及ぶなど、予断を許さない状況です。

また、三重県が4月20日に発表した緊急事態措置における移動自粛等の効果については、5月6日までの実施期間後、約2週間先に確認されるということに加え、人の移動が再開した後の感染者の状況も一定期間見極めることも必要と考えられます。

このような状況の中、三重県においては、児童生徒の安全・安心を第一に考え、全ての県立学校について、5月31日（日）まで臨時休業を延長することが示されました。

松阪市教育委員会としましても、新型コロナウイルス感染防止及び子どもたちの命と健康を最優先に考え対応するという観点から、市立小中学校の臨時休業を下記のとおり延長することとします。

今後も児童生徒の安全・安心を最優先し、感染予防対策の徹底を図ってまいります。

なお、感染者、濃厚接触者とその家族、医療従事者等とその家族に対する偏見や差別につながる行為は断じて許されないものです。県内では、SNS等において憶測やデマや誤った情報の拡散、個人や企業への誹謗中傷が見受けられます。過度な不安を煽ることのないよう「確かな情報」に基づいて行動し、根拠が不明な情報を拡散することがないようにご協力をお願いします。

記

1 臨時休業の延長期間

5月7日（木）から5月31日（日）

・感染の状況によっては、期間については、変更の可能性があります。

2 臨時休業中の過ごし方について

新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を踏まえ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすようにさせてください。児童生徒の接触機会を低減するため学校の運動場は開放しません。

3 家庭学習等について

詳細については、学校から連絡します。

4 自宅で過ごすことが困難な児童生徒について

保育に欠ける事由等がある場合や医療従事者等、自宅で児童生徒を待機させることが困難な場合は、松阪市教育委員会（相談窓口：53-4385）までお問い合わせください。

5 その他の相談窓口

児童生徒の生活習慣の乱れ、心身の疲労、児童虐待、感染症に関する誹謗中傷等の相談については下記をご利用ください。

○子ども支援研究センター 26-1900

○教育委員会 53-4403